

# 地方独立行政法人長野県立病院機構有期雇用職員給与規程

平成 22 年 4 月 1 日

規程 4-2

- [沿革] 平成 22 年 11 月 30 日規程 4-1-2 = 一部改正  
平成 23 年 11 月 30 日規程 4-1-5 = 一部改正  
平成 26 年 12 月 25 日規程 4-2-1 = 一部改正  
平成 27 年 3 月 30 日規程 4-2-2 = 一部改正  
平成 27 年 7 月 31 日規程 4-2-3 = 一部改正  
平成 28 年 3 月 24 日規程 4-2-4 = 一部改正  
平成 28 年 12 月 27 日規程 4-2-5 = 一部改正  
平成 29 年 3 月 31 日規程 4-2-6 = 一部改正  
平成 29 年 11 月 1 日規程 4-2-7 = 一部改正  
平成 29 年 11 月 30 日規程 4-2-8 = 一部改正  
平成 30 年 2 月 28 日規程 4-2-9 = 一部改正  
平成 30 年 3 月 22 日規程 4-2-10 = 一部改正  
平成 30 年 12 月 21 日規程 4-2-11 = 一部改正  
令和 元年 12 月 24 日規程 4-2-12 = 一部改正  
令和 元年 12 月 24 日規程 4-2-12 = 一部改正  
令和 2 年 11 月 30 日規程 4-2-13 = 一部改正  
令和 3 年 11 月 30 日規程 4-2-14 = 一部改正

## (趣旨)

第 1 条 この規程は、地方独立行政法人長野県立病院機構有期雇用職員就業規則（以下「有期雇用職員就業規則」という。）の規定に基づき、有期雇用職員の給与に関し必要な事項を定める。

## (給与の種類)

第 2 条 この規程で「給与」とは、給料、給料の特別調整額、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び自宅待機手当をいう。

## (給与の支払、支給)

第 3 条 地方独立行政法人長野県立病院機構職員給与規程（以下「給与規程」という。）第 3 条及び第 4 条の規定は、有期雇用職員の給与の支払い及び支給について準用する。

## (給料表)

第 4 条 給与規程第 5 条の規定は、有期雇用職員の給料表の種類及び給料表の適用範囲について準用する。

2 前項の規定にかかわらず、有期雇用職員就業規則第 2 条第 1 号ア又はイに規定する特定期限付職員（以下「特定期限付職員」という。）には、次の各給料表を適用する。

ア

号俸	給料月額（円）
----	---------

準1	185,000
準2	225,000
準3	252,000
準4	281,000
準5	311,000
準6	331,000

イ

号俸	給料月額（円）
1	382,800
2	431,000
3	482,100
4	544,400
5	621,100
6	725,300
7	847,800

3 第1項の規定にかかわらず、有期雇用職員就業規則第2条第3号及び第4号に規定する有期雇用職員の給料は、他の職員との権衡その他職種、業務の特殊性及び業務の困難性等に応じて、理事長が定める標準額の範囲内で決定するものとする。

4 前項の規定の適用を受ける者が、有期雇用職員就業規則第6条の2第1項の規定により期間の定めのない雇用に転換した場合の給料は、なお前項の規定を適用する。

（職務の級）

第5条 有期雇用職員就業規則第2条第2号に規定する期間限定雇用職員（以下「期間限定雇用職員」という。）の職務は、その複雑、困難及び責任の度合に基づき、これを前条第1項に規定する給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、理事長が定める。

2 前条第2項に規定する特定期限付職員に適用される給料表の号俸は、その者の専門的な知識経験又は識見の度合並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度合に応じて決定するものとし、その決定の基準となるべき標準的な内容は、理事長が定める。

（初任給及び異動した場合の号俸）

第6条 給与規程第7条の規定は、有期雇用職員の初任給及び異動した場合の号俸について準用する。

（昇給）

第7条 給与規程第8条の規定は、期間限定雇用職員であって、その者の一の雇用期間の間に昇給日が含まれるものであり、かつ、当該雇用期間の初日から昇給日までの期間が1年を超える者について準用する。

（給料の更正）

第8条 給与規程第9条の規定は、有期雇用職員の給料の更正について準用する。

（給料表の適用、職務の級の資格基準、初任給及び昇給等に関する実施規定）

第9条 第4条から前条までに定めるもののほか、有期雇用職員の給料表の適用、職務の級の資格基準、初任給及び昇給等に関し必要な事項は、理事長が定める。

（給料の支払方法）

第10条 給与規程第12条及び第13条の規定は、有期雇用職員の給料の支払い方法について準

用する。

2 前項の規定にかかわらず、有期雇用職員就業規則第2条第3号及び第4号に規定する有期雇用職員の給料の支払い方法については別に定める。

(給料の調整額)

第11条 給与規程第14条の規定は、期間限定雇用職員の給料の調整額について準用する。

(給料の特別調整額)

第12条 給与規程第15条の規定は、特定期限付職員の給料の特別調整額について準用する。

(扶養手当)

第13条 給与規程第16条から第20条までの規定は、期間限定雇用職員の扶養手当について準用する。

(地域手当)

第14条 給与規程第21条から第24条までの規定は、特定期限付職員及び期間限定雇用職員の地域手当について準用する。

第15条 削除

(初任給調整手当の支給)

第16条 給与規程第29条から第32条までの規定は、特定期限付職員及び期間限定雇用職員の初任給調整手当について準用する。

(通勤手当)

第17条 給与規程第33条から第38条までの規定は、有期雇用職員の通勤手当について準用する。

第18条 削除

(特殊勤務手当の支給)

第19条 給与規程第42条から第45条までの規定は、特定期限付職員及び期間限定雇用職員の特殊勤務手当について準用する。

(超過勤務手当)

第20条 給与規程第46条の規定は、特定期限付職員及び期間限定雇用職員の超過勤務手当について準用する。

(休日給)

第21条 給与規程第47条の規定は、特定期限付職員及び期間限定雇用職員の休日給について準用する。

(夜勤手当)

第22条 給与規程第48条の規定は、特定期限付職員及び期間限定雇用職員の夜勤手当について準用する。

(宿日直手当)

第23条 給与規程第49条の規定は、特定期限付職員及び期間限定雇用職員の宿日直手当について準用する。

(管理職員特別勤務手当)

第24条 給与規程第50条の規定は、特定期限付職員の管理職員特別勤務手当について準用する。

(超過勤務手当等の支給日)

第25条 給与規程第51条の規定は、特定期限付職員及び期間限定雇用職員の超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当の支給日について準用する。

(期末手当)

第26条 給与規程第52条から第55条までの規定は、特定期限付職員及び期間限定雇用職員の期末手当について準用する。

2 特定期限付職員の給与規程第53条第1項の適用について、同項中「100分の120」とあるのは「6月30日に支給する場合においては100分の157.5、12月10日に支給する場合においては100分の167.5」と読み替えるものとする。

3 期間限定雇用職員の給与規程第53条第1項の適用について、同項中「100分の120」とあるのは「100分の122.5」と読み替えるものとする。

(勤勉手当)

第27条 給与規程第56条から第58条までの規定は、適用しない。ただし、期間限定雇用職員のうち理事長が別に定める者の勤勉手当についてはこの限りではない。

第28条 削除

第29条 削除

(自宅等待機手当)

第30条 給与規程第65条から第67条までの規定は、特定期限付職員及び期間限定雇用職員の自宅等待機手当について準用する。

(休職者等の給与)

第31条 特定期限付職員及び期間限定雇用職員が、有期雇用職員就業規則第10条の規定により休職とされたときは、その休職の期間中、いかなる給与も支給しない。

(欠勤者の給与の支給制限)

第31条の2 欠勤中の職員に対しては、当該欠勤の期間中、いかなる給与も支給しない。

(給与の減額等)

第32条 給与規程第73条から第75条までの規定は、特定期限付職員及び期間限定雇用職員の給与の減額、勤務1時間当たりの給与額及び特定職員の適用除外について準用する。

(給与の口座振替)

第33条 給与は、職員の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。

(実施規定)

第34条 この規程に基づく給与の支給に関し、必要な事項は理事長が定める。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(昇給に関する特例)

2 施行日以後最初に行われる継承職員に係る第7条の規定による昇給に係る同条の適用については、施行日の前日までの引き続く長野県職員としての在職期間に係る当該職員の勤務成績を同条の勤務成績とみなす。

(期末手当及び勤勉手当の支給に関する特例)

3 平成22年6月1日を基準日とする継承職員の期末手当又は勤勉手当の支給に係る、第26条及び第27条の規定により準用する給与規程第53条第1項及び第56条の規定の適用については、施行日の前日までの引き続く長野県職員としての在職期間又は勤務成績は、給与規程第53条第1項の在職期間又は第56条の勤務成績とみなす。

4 第26条第2項の規定にかかわらず、特定期限付職員のうち、次の各号のいずれかに該当するものの同条第1項の規定により準用する給与規程第53条第1項の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「6月30日に支給する場合においては100分の107.5、12月10日に支給する場合においては100分の117.5」と読み替えるものとする。

- (1) 職員就業規則第 17 条第 1 項第 1 号の規定により定年退職した者、同項第 3 号の規定により退職した者又は同規則第 18 条第 2 項の規定により勤務した後退職した者
  - (2) 長野県職員を退職した者（平成 22 年 3 月 31 日までに年齢 63 年に達する者を除く。）  
で、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条の 2 第 1 項の規定により定年退職した者又は同法第 28 条の 3 の規定により勤務した後退職した者
  - (3) 第 1 号及び第 2 号に準ずる者として理事長が別に定めるもの  
（初任給調整手当に関する特例）
- 5 第 16 条の規定により準用する給与規程第 29 条から第 32 条までの規定の適用については、施行日の前日において一般職の職員の給与に関する条例（昭和 27 年長野県条例第 6 号）第 17 条の 10 から第 17 条の 13 までの規定により支給されていた初任給調整手当の支給期間及び支給額は、第 29 条から第 32 条までの規定により支給された初任給調整手当の支給期間及び支給額とみなす。  
（特定期限付職員に関する特例）
- 6 特定期限付職員のうち、附則第 4 項各号のいずれかに該当するものについては、第 26 条に規定する給与規程第 52 条から第 55 条までの規定の準用のうち給与規程第 53 条の 2 及び第 53 条の 3 については、適用しないものとする。  
（特定期限付職員の平成 29 年 12 月に支給する期末手当の額の特例）
- 7 特定期限付職員の平成 29 年 12 月に支給する期末手当の額については、第 26 条第 2 項中「100 分の 162.5」とあるのは「100 分の 127.5」と、附則第 4 項中「100 分の 112.5」とあるのは「100 分の 77.5」とする。  
（特定期限付職員の平成 29 年 12 月に支給する期末手当の額の特例の調整）
- 8 附則第 7 項の規定により支給する期末手当の額と同項の規定による特例を適用しなかった場合に支給される額との差額については、平成 30 年 3 月 16 日に支給する。  
附 則（平成 22 年 11 月 30 日規程 4-1-2 抄）  
（施行期日）
- 1 この規程は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。（後略）  
附 則（平成 23 年 11 月 30 日規程 4-1-5 抄）  
（施行期日）
- 1 この規程は、平成 23 年 12 月 1 日から施行する。（後略）  
附 則（平成 26 年 12 月 25 日規程 4-2-1）  
（施行期日）
- 1 この規程は、平成 26 年 12 月 25 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の地方独立行政法人長野県立病院機構有期雇用職員給与規程第 26 条第 2 項及び附則 4 の規定は平成 26 年 12 月 1 日から適用する。  
附 則（平成 27 年 3 月 30 日規程 4-2-2）  
（施行期日）
- 1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。  
附 則（平成 27 年 7 月 31 日規程 4-2-3）  
この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。  
附 則（平成 28 年 3 月 24 日規程 4-2-4）  
（施行期日）
- 1 この規程は、平成 28 年 3 月 24 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は平成 28 年 4 月

1 日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の地方独立行政法人長野県立病院機構有期雇用職員給与規程（以下「改正後の有期雇用職員給与規程」という。）第4条第2項の規定は平成27年4月1日から、第26条第2項及び附則第4項の規定は平成27年12月1日から適用する。  
（給与の内払）

3 第1条の規定による改正前の地方独立行政法人長野県立病院機構有期雇用職員給与規程の規定に基づいて、平成27年4月1日以後の分として職員に支払われた給与は、改正後の有期雇用職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成28年12月27日規程4-2-5）

（施行期日）

1 この規程は、平成28年12月27日から施行する。ただし、第2条の規定は平成29年1月1日から施行し、第3条の規定は平成29年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の地方独立行政法人長野県立病院機構有期雇用職員給与規程（以下この項及び次項において「改正後の有期雇用職員給与規程」という。）第4条第2項の規定は平成28年4月1日から、改正後の有期雇用職員給与規程第26条第2項及び附則第4項の規定は平成28年12月1日から適用する。

（給与の内払）

3 第1条の規定による改正前の地方独立行政法人長野県立病院機構有期雇用職員給与規程の規定に基づいて、平成28年4月1日以後の分として職員に支払われた給与は、改正後の有期雇用職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成29年3月31日規程4-2-6）

（施行期日）

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 施行日の前日に現に在職する産前産後休暇又は育児休業職員の休業期間の業務を行い、週の所定労働時間が常勤職員と同様であるもの（旧有期雇用職員就業規則第2条第2号に規定する産育休代替職員をいう。）で、施行日以後も当該産前産後休暇又は育児休業職員の休業期間が引き続く場合に、当該職員の代替業務を行うため引き続き雇用される場合にあつては、なお従前の例による。

附 則（平成29年11月1日規程4-2-7）

この規程は、平成29年11月1日から施行する。ただし、旧規程第29条の規定による阿南・木曾特別地域手当の支給については、平成29年11月30日まで適用することとする。

附 則（平成29年11月30日規程4-2-8）

この規程は、平成29年12月1日から施行する。

附 則（平成30年2月28日規程4-2-9）

この規程は、平成30年3月1日から施行する。

附 則（平成30年3月22日規程4-2-10）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年12月21日規程4-2-11）

（施行期日）

1 この規程は、平成30年12月21日から施行する。ただし、第2条の規定は平成31年1月1日から施行し、第3条の規定は平成31年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の地方独立行政法人長野県立病院機構有期雇用職員給与規程

(以下この項において「改正後の有期雇用職員給与規程」という。)第4条第2項の規定は平成30年4月1日から、改正後の有期雇用職員給与規程第26条第2項及び附則第4項の規定は平成30年12月1日から適用する。

(住居手当及び単身赴任手当の特例)

- 3 給与規程第25条から第28条まで及び第39条から第41条までの規定は、人材の確保が特に困難な職であって給与規程の適用を受ける職員との均衡上やむを得ないものと理事長が認めて採用する期間限定雇用職員の住居手当及び単身赴任手当について準用する。

(給与の内払)

- 4 第1条の規定による改正前の地方独立行政法人長野県立病院機構有期雇用職員給与規程の規定に基づいて、平成30年4月1日以後の分として職員に支払われた給与は、改正後の有期雇用職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則 (令和元年12月24日規程4-2-12)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和元年12月24日から施行する。
- 2 この規程による改正後の地方独立行政法人長野県立病院機構有期雇用職員給与規程(以下「改正後の有期雇用職員給与規程」という。)第4条第2項の規定は、平成31年4月1日から適用する。
- 3 前項の規定は、平成31年4月1日からこの規程施行の前日以前に退職した者については、適用しない。

(給与の内払)

- 4 この規程による改正前の有期雇用職員給与規程の規定に基づいて、平成31年4月1日以後の分として職員に支払われた給与は、改正後の有期雇用職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則 (令和2年11月30日規程4-2-13)

この規程は、令和2年12月1日から施行する。ただし、令和2年12月に支給する期末手当の額については、第26条第2項中「「6月30日に支給する場合には100分の160、12月10日に支給する場合には100分の170」とあるのは、「100分の167.5」とし、附則4中「「6月30日に支給する場合には100分の110、12月10日に支給する場合には100分の120」とあるのは、「100分の117.5」とする。

附 則 (令和3年11月30日規程4-2-14)

この規程は、令和3年12月1日から施行する。ただし、令和3年12月に支給する期末手当の額については、第26条第2項中「「6月30日に支給する場合には100分の157.5、12月10日に支給する場合には100分の167.5」とあるのは「100分の165」と、第26条第3項中「100分の122.5」とあるのは「100分の117.5」と、附則4中「「6月30日に支給する場合には100分の107.5、12月10日に支給する場合には100分の117.5」とあるのは「100分の115」とする。